

湊地区 社会福祉協議会 規 約

第 1 章 名称及び事務所

- 第 1 条 本会は湊地区社会福祉協議会と称する。
第 2 条 本会の事務所は湊公民館内に置く。

第 2 章 目的及び事業

- 第 3 条 本会は湊地区の住民が総て健康で文化的で楽しい生活を営むことができるように相協力して福祉を増進し、
明るい豊かなまちづくりに貢献することを目的とする。
第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1 住民の福祉に関する調査並びに総合計画の樹立。
2 住民の福祉の増進を目的とする各種団体の事業の連絡調整及び活動助成。
3 福祉活動に対する住民の理解と関心をたかめ、地域ぐるみの福祉活動の実践。
4 その他本会の目的達成に必要な事項。

第 3 章 組 織

- 第 5 条 本会は湊地区居住の全住民をもって組織する。
第 6 条 本会の事業運営のため部会または委員会を置くことができる。
第 7 条 本会は地区内における関係機関団体の協力を得るものとする。

第 4 章 役 員

- 第 8 条 本会に次の役員を置く。
会 長 1 名 副 会 長 3 名
常務理事 若干名 理 事 若干名
監 事 2 名
第 9 条 会長、副会長、常務理事は理事会において選出する。理事及び監事は総会において選出する。
第 10 条 会長は本会を代表し会務を総括する。
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。常務理事は会長の命をうけ会務を掌理する。
監事は会計を監査する。
第 11 条 役員の任期は 1 か年とする。ただし再任は妨げない。欠員により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
役員は任期満了後であっても後任者の就任するまでその職務を行う。
第 12 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会において推薦し会長が委嘱する。

第 5 章 代 議 員

- 第 13 条 本会に代議員を置く。代議員は各自治会長をもってあてる。
第 14 条 代議員の任期は 1 か年とする。

第 6 章 福 祉 委 員

- 第 15 条 本会に福祉委員を置く。福祉委員は各自治会において推薦し会長がこれを委嘱する。
第 16 条 福祉委員の任期は 2 年とする。
欠員により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 7 章 総会及び理事会

- 第 17 条 総会は年 1 回これを開くほか必要に応じ随時開くことができる。理事会は必要に応じ随時開く。
総会及び理事会は会長が招集する。
第 18 条 総会は役員及び代議員をもって構成し、次の事項を審議する。
事業報告、決算報告、事業計画、予算、規約の変更に関する事項、役員の選出に関すること、その他必要事項。
第 19 条 理事会において審議する事項は次のとおりとする。総会に付随する事項、その他事業執行上必要と認める事項。

第 8 章 事 務 局

- 第 20 条 この会の日常の事務を処理するため、事務局を置く。

第 9 章 会 計

- 第 21 条 この会の会計は会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。
第 22 条 本会の庶務、会計は会長が委嘱する。
第 23 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月 3 1 日をもって終わる。

第 10 章 そ の 他

- 第 24 条 この会則に定めるもののほかこの会の運営に必要な事項は別に定める運営細則に基づくものとする。

付 則

この規約は 昭和 5 4 年 4 月 1 日より実施する。
一部改正 平成元年 4 月 1 日 一部改正 平成 2 年 4 月 5 日
一部改正 平成 3 年 5 月 1 4 日 一部改正 平成 6 年 4 月 2 8 日
一部改正 平成 9 年 4 月 2 6 日 一部改正 平成 1 8 年 4 月 2 7 日
一部訂正 平成 21 年 5 月 1 日

運 営 細 則

第1条 （ 役 員 の 選 出 ）

- 1) 会長1名、副会長3名、常務理事若干名は理事会において選出し、総会の承認を得ることとする。
- 2) 会長、副会長、常務理事は毎年最終の理事会で選出することとし、副会長のうち1名は自治会連合会長代表をあてる。
尚、常務理事のうち1名は民生児童委員をもってあてる。
- 3) 理事は地域のニーズを包括的にとらえるため、住民主体の原則に基づき各層の参加により選出する。
理事の選出基準は次に基づき各区自治会連合会より推薦を受け総会において選出する。
各区自治会連合会長・各区老人会長・各区婦人会長（部長）
関係機関団体長・民生児童委員・主任児童委員・各区福祉委員代表
- 4) 監事は自治会連合会連絡協議会より2名推薦を受け、総会において選出する。

第2条 （ 部会・委員会の設置 ）

この会に部会、委員会を設置し、担当業務について研究協議を行い、その推進を計るものとする。

- | | | |
|----------|---------------|--------------|
| ◎ 調査広報部会 | ◎ 児童福祉部会 | ◎ 高齢者福祉部会 |
| ◎ 保健福祉部会 | ◎ 食事サービス運営委員会 | ◎ デイホーム運営委員会 |

第3条 （ 部会・委員会の担当業務 ）

部会、委員会の担当業務は次の通りとするが実施事業の内容によって、各部会、各委員会がそれぞれ協力するもの

- | | | | | |
|---------------|-------------|---------------|--------------|-------|
| ◎ 調査広報部会 | ① 福祉ニーズの調査 | ② 広報活動 | ③ 研修会、懇談会の開催 | ④ その他 |
| ◎ 高齢者福祉部会 | ① 在宅福祉事業 | ② 敬老事業 | ③ 研修会、懇談会の開催 | ④ その他 |
| ◎ 食事サービス運営委員会 | ① 食事サービス事業 | ② 研修会（含老人食献立） | | ③ その他 |
| ◎ 児童福祉部会 | ① 児童館への協力事業 | ② 児童育成支援事業 | ③ 研修会、懇談会の開催 | ④ その他 |
| ◎ 保健福祉部会 | ① 健康管理事業 | ② 身障者厚生支援事業 | ③ 研修会、懇談会の開催 | ④ その他 |
| ◎ デイホーム運営委員会 | ① デイホーム事業 | ② 広報活動 | ③ 研修会、懇談会の開催 | ④ その他 |

第4条 （ 部会員の構成 ）

部会員は常務理事、理事、福祉委員及び関係機関団体長よりの推薦者の中から会長が委嘱する。

部会の正・副部長は各部会の互選による。また部会、委員会は部長、委員長が主宰する。

第5条 （ 実行委員会 ）

この会の事業の実効を高めるために、共催事業が適当な事業についてその関係機関団体との実行委員会を設け実施また関係機関団体より共催または後援事業として協力を求められた場合にはその実行委員会に参画し協力するもの

第6条 （ 常任役員会 ）

事業計画、事業報告、予算決算の編成集約及び事業推進の状況把握その他必要事項について、常任役員会（会長、副会長、常務理事、部長、委員長をもって構成する）を随時開催する。

第7条 （ 企画委員会 ）

事業の企画、及び事業の円滑な推進を図るために、企画委員会（会長が必要と認めた者で構成する）を開催する。

第8条 （ 関係機関団体 ）

この会の関係機関団体とは湊地区に所属する各機関団体とする。

付 則	この規約は 昭和60年4月 1日より施行する			
	一部改正	平成元年4月 1日	一部改正	平成 2年4月 5日
	一部改正	平成3年4月14日	一部改正	平成 4年4月21日
	一部改正	平成6年4月28日	一部改正	平成 9年4月26日
	一部改正	平成11年4月30日	一部改正	平成18年4月27日
	一部改正	平成21年5月 1日	一部改正	平成22年4月30日